

需給調整事業課 労働者派遣事業新規許可申請事務説明会のご案内

労働者派遣事業許可申請を行おうとする場合は、申請に係る書類を事業主の主たる事務所を管轄する都道府県労働局を經由して、厚生労働大臣に提出する必要があります。

申請にあたっては、許可に係る様々な基準を満たしたうえで、事業開始予定時期の概ね3か月前までに、手数料も含めて必要書類一式を提出していただく必要がありますが、不足書類など申請にあたって不備がある場合には、申請を受理させていただくまでに当該窓口へ何度か足を運んでいただく場合もございます。

当課では、円滑な申請に寄与することを目的として、新規許可についての説明会を下記の通り開催しておりますので、申請の前に是非、ご参加をしていただきますようお願いいたします。

ご参加を希望される場合は、下記お申し込み先まで予めお電話にてお申込みください。

お申込みのお電話の際には、事業所名、(旧)特定労働者派遣事業の届出をされている事業所の方については届出番号、ご連絡先、ご担当者氏名をお伝えください。

なお、会場の都合もあり、1開催につき35事業所(原則1事業所あたり1名)までとなりますので、ご了承ください。(先着順)

【お申込み先】 埼玉労働局 職業安定部需給調整事業課 TEL 048(600)6211

【会場】 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー14階「雇用保険説明会場」

【開催日程】

| 開催日 | 開催時間 |
|----------------|-----------------------------------|
| 平成30年 2月14日(水) | 9時15分～11時30分 ※会場への入場受付は8時45分より |
| 平成30年 3月14日(水) | |
| - | |
| 平成30年 5月16日(水) | |
| 平成30年 6月13日(水) | |
| 平成30年 7月18日(水) | |
| 平成30年 8月 8日(水) | |

※(旧)特定労働者派遣事業の届出をされている事業者の方へ

平成27年9月29日までに届出を行っている事業者の方は、平成30年9月29日までの間(経過措置期間)を期限として、常時雇用される労働者のみについて派遣事業を行うことができますが、この経過措置期間経過後(平成30年9月30日以降)は、労働者派遣事業の許可を受けなければ労働者派遣事業を行うことができません。

つまり、引き続き労働者派遣事業を行うためには、平成30年9月29日までに労働者派遣事業の許可申請を行う必要がありますが、この場合も新規に許可申請を行う場合と同様に様々な許可基準を満たす必要があるため、経過措置期間の間際に申請をされた場合に許可基準を経過措置期間の期限日までに満たせず(例として財産基礎の不足、事業所面積の不足、派遣元責任者講習会の未受講など)、結果として事業の中断を余儀なくされる恐れも生じますので、お早めに当該説明会にご参加していただき、余裕をもって申請をしていただきますようお願いいたします。

また、埼玉県内には1,700超の事業所が、(旧)特定労働者派遣事業の届出をされていることから、平成30年に入り経過措置期間の期限日までの間、いわゆる駆け込み申請も予想され、かつてない窓口の混雑、またそれに伴う想定外の混乱が生じる恐れを、当課では懸念しております。

当課では、申請手続きに支障をきたさないよう最大限の対応をさせていただきますが、経過措置期間経過後も引き続いて労働者派遣事業を行おうとされる事業者の方におかれましては、重ねて当該説明会へのご参加とお早目の申請をお願いいたします。

